

1 日 時 平成21年(2009年)1月29日(木) 15:00~17:00

2 場 所 長野県庁 議会棟404・405号会議室

3 内 容 議事

- (1) 長野広域連合Aごみ焼却施設建設事業に係る環境影響評価方法書について
- (2) その他

4 出席委員(五十音順)

阿 部 學
梅 崎 健 夫
大 塚 孝 一
小 澤 秀 明
片 谷 教 孝
亀 山 章 (委員長)
陸 齊
佐 藤 利 幸
塩 田 正 純
鈴 木 啓 助
富 樫 均
中 村 寛 志
花 里 孝 幸 (委員長職務代理者)

5 欠席委員

野見山哲生

平成21年3月2日

長野県環境影響評価技術委員会委員長

亀 山 章 印

1 開 会

○事務局（長野県環境部自然保護課 畔上）

本日は、お忙しいところ御出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから、長野県環境影響評価条例に基づく平成20年度第5回長野県環境影響評価技術委員会を開催いたします。本日の司会を務めさせていただきます、長野県環境部自然保護課の畔上剛と申します。よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に本日の欠席委員の御報告を申し上げます。野見山委員から、都合により御欠席という御報告を頂いております。

技術委員会の委員14名に対しまして、現在13名の委員に御出席いただいております、過半数の委員の御出席がありますので、条例第37条第2項の規定によりまして本会議が成立していることを御報告申し上げます。

それから、念のため申し上げますが、この会議は公開で行われ、会議録も公表されます。会議録が作成されるまでの間は、音声そのものが長野県のホームページで公開されることとなりますので御承知おき願います。したがって、ホームページでの音声の公開、並びに会議録の作成に御協力いただくため、御発言の際にはその都度お名前をおっしゃっていただきますようお願い申し上げます。

では、条例第37条第1項の規定により委員長が議長を務めることになっておりますので、亀山委員長に一言ごあいさついただき、議事の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○亀山委員長

年が改まりましたけれども、今年も皆さんと共にしっかりとこの委員会をやっていきたいと思っておりますので、御協力をお願いいたします。

2 議 事

○亀山委員長

それでは議長を務めさせていただきますので、委員の皆さんの御協力をお願いいたします。

議事（1）でございますが、長野広域連合Aごみ焼却施設建設事業に係る環境影響評価方法書について、でございます。

まず、前回の会議の開催状況と本日の会議資料について、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局（長野県環境部自然保護課 横浜）

事務局から、前回の会議の開催状況と本日お配りしてございます資料の簡単な説明をさせていただきます。

前回の会議は、12月17日に本年度第4回の技術委員会会議として、長野市清掃センターリフレッシュプラザ大会議室において開催され、長野広域連合Aごみ焼却施設建設事業について、事業概要と方法書の内容について事業者から御説明いただき、事業予定地のサンマリーンながの及びその周辺部の現地調査を行っていただきました。なお、会議当日、御都合により御欠席された委員には、12月19日と25日に現地調査を行っていただいております。本日も引き続きましてこの方法書についての御審議をお願いするところでございます。

本日の会議資料でございますが、資料1といたしまして、「平成20年度第4回技術委員会会議における質問等のまとめ」でございます。前回会議での委員の皆様からの御質問等と、それに対する事業者の説明要旨をまとめたものでございます。

次に資料2といたしまして、「方法書について環境保全の見地からの意見を有する者からの意見及び事業者の見解」でございます。条例の規定に基づきまして、11月10日から12月24日まで環境保全の見地からの意見を募集したところ、6名の方から意見書の提出がありました。その御意見の内容とそれについて事業者の見解をまとめたものでございます。

それから資料3といたしまして、「方法書についての県関係機関からの質問等」でございます。県関係機関から出された質問等と、それに対する事業者の説明や対応方針等をまとめたものでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○亀山委員長

ありがとうございました。

はじめに資料1でございますが、番号が1から振ってございます、最後ですが2ページの9番のところに、前回片谷委員から、現清掃センターの測定データをお示しいただきたいという御要望がございました。その資料が提出されておりますので、事業者から御説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○事業者（長野広域連合 桑原）

前回の技術委員会におきまして、長野市清掃センターの測定結果を提出してほしいということ踏まえまして「資料1の9番関連」をお手元に配らせていただきました。この資料は長野市ホームページ、清掃センター環境測定結果に記載されております。資料は平成14年から19年度の焼却施設から発生する排ガスの測定結果を集計したものです。長野市清掃センターには焼却炉が3炉設置され、各炉ごとにばい煙測定結果は年6回、排ガス中のダイオキシン濃度測定については年2回の頻度で行われています。

○亀山委員長

ということだそうでございますが、片谷委員いかがでしょうか。

○片谷委員

資料の提出ありがとうございました。数値を拝見しますと、現行の施設でも、おそらく途中で一度、改修がなされた後のデータということになるのだと思いますが、かなりレベルの低い値が保たれているということでございまして、今回新しい施設になった場合にも、少なくともこのレベルは保たれるであろうという予想は成り立つかと思えます。更に低いレベルが維持されるように努められることを期待したいと思います。この資料についてはこれで十分だと思います。

○亀山委員長

ありがとうございました。

本日は、以前お送りいただいております環境影響評価方法書についての意見を委員の皆様から頂く

ということで設けられた場でございます。前回の現地調査は、あくまでも現地調査が主でございましたので、少しお気付きの点だけ述べていただくことにしてございましたので、本日はこの方法書をめぐって御質疑をいただきたいと思っております。

その前に、資料1でございますが、前回の発言の中で御意見に近い内容と思われるものがございます。それにつきましては、あらかじめ御発言をお願いできればと思っております。資料1の5番ですけれども、富樫委員からの御発言が御意見に近い内容だというように思われますので、富樫委員お願いできますでしょうか。

○富樫委員

前回は現地を拝見した上で、どのくらい掘削するのかという疑問に関連して述べさせていただきました。前回の時点で、まだどのくらい掘削するのかは決まっていないということでしたけれども、大体10mかそれ以上になるかもしれないというようなお答えだったと思っております。そうしますと、前回の御説明の中にもありましたが、地下水位が大体现地の地上レベルからマイナス4m程度ということになりますと、数メートル以上はその下まで掘削することになりますので、かなり地下水が湧き出して、それを汲み上げる必要が生じる可能性はあるということです。それが一点と、もう一つは、この方法書の中に載せてあります地質図ですけれども、92ページの地質図がございまして、現地の地盤が、この図でいくと礫がちの表土ということで、地盤としてはいい地盤ということになるかと思っておりますが、ただ、非常に気になるのが、近接する場所に水色の部分、m（エム）という泥がちの堆積物の部分がございます。ここは基本的には犀川の後背湿地、又は枝沢、昔の沢筋ということになるかと思っておりますけれども、この地質図自体がそれほど精度の高いものではありませんので、そうするとここで掘削をして地下水をくみ上げた場合に、周辺の泥がちの地盤にもし住宅があったり、あるいは井戸があったり、そういった面で地下水、あるいは地盤沈下の面で影響が及ぶ可能性がないとは言えないということで御質問させていただきました。この方法書の中では現在、地形・地質に関しても、地盤沈下に関しても、特にその心配はないということで調査項目から除いてありますけれども、やはりその心配がないとは言えないとすれば、そういった調査も含めておいた方がいいのではないかと考えております。

○亀山委員長

ありがとうございました。

地下水の問題で地盤沈下の問題、あるいは地下水を汲み上げすぎることによる問題がないかどうか、という富樫委員からの御質問でございますが、事業者からこれについての考え方を御説明いただきたいのですが、よろしく願いいたします。

○事業者（長野広域連合 八町）

委員から御指摘がございました件ですが、特に地盤沈下について御心配されているというように受け止めましたけれども、これにつきましては92ページの土地分類基本調査結果で図面をお示ししてございますが、この図面からもお分かりになると思っておりますけれども、現場の方も見ていただいているので位置関係はお分かりになるかと思っておりますが、建設候補地と現長野市清掃センターの敷地ですが、これは砂礫が主となった地層となっております。だいたい同じような地層になっているということが確認されているのですが、これと並行するように、北側に泥がち堆積物の地質帯がございます。こ

れにつきましては、現清掃センター、それから今回建設を予定しているものとはほぼ同規模で同じような施設になると思うのですが、隣に不燃物の施設もございます。これにつきましても同じようにピットを持ったものでございまして、同じような掘り込みをしておりますけれども、その建設をするときに、過去においてそういう地盤沈下等の影響が起きていなかったものですから、そういうことから、今回は評価の対象とはしなかったものでございます。もう一つ付け加えさせていただきますと、この敷地に現清掃センター、それから今回の候補地を含めて、北側に松岡南線という道路が走っているのですが、このところに以前下水道の工事を行っておりまして、それに関してボーリング調査を実施しております。そのときにこの地点においても清掃センターと同様な砂礫を主とした地質であったということから、図面上では非常に●（まる）を大きく描いてあるものですからすぐ近くのような感じなのではございますけれども、我々としたしましてはある程度距離があるのではないかと判断をしております。ただし、そうは言いましても確かに地下水の高い位置でございますので、施設計画、特に設計に当たりましては再度地質調査、ボーリング等を実施いたしまして、地盤沈下等が生じないような建設工法等を実施してまいりたいと考えております。

○亀山委員長

はい、ありがとうございます。前半は前回御説明いただいたのと同じような、現施設でも同様なことがあったのであまり問題ないのではないかとというお考えだったのですが、後半部分の●が大きすぎるから、というところの話が分かりにくかったので、もう一度お話いただけますか。下水道の工事をしたところなのではございますけれども。

○事業者（長野広域連合 八町）

5ページの図面を見ていただいた方が分かりやすいと思いますので、よろしいでしょうか。5ページの図面、大きい図面になっておりますが、現清掃センターが向かって右側でございます。左側に対象事業実施区域を示している部分があるのですが、その上段に道がございます。これが松岡南線と申しているのですけれども、この道で下水道工事をするときにボーリング調査をした結果がございまして、それにつきましてはこの敷地と同じような地層になっております。92ページに戻って御覧いただきたいのですが、5万分の1という地図を使っている関係上、対象事業実施区域と現清掃センターそのものが含まれてしまうような大きな●になっておりまして、上の泥がち堆積物の図面と重なっているように見えてしまうのですけれども、我々としてはもう少し離れていると考えております。

○亀山委員長

いかがですか。

○富樫委員

松岡南線という道路は、この敷地に接している道路でしょうか。

○事業者（長野広域連合 八町）

さようでございます。

○富樫委員

今、問題にしているのは、それよりも更に広い範囲に、地下水の低下に伴う周辺地盤への影響というのは更に広がる可能性は十分ありますので、もう少し広い範囲のことを問題にさせていただきたいという意見です。

○亀山委員長

今日頂きました意見につきましては、この場ですぐに事業者の方から対応していただくことができるものもあればできないものもございますので、一通り意見をお出しただいて、また御検討いただく、とさせていただきますのでよろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

○梅崎委員

前回の委員会は欠席いたしまして、その翌々の現地調査で意見を述べさせていただきましたが、97 ページにも、ボーリングの3本のデータから地質断面図が作ってあるのですが、今、富樫委員がおっしゃられたことは、建設時の施工の問題とその後の供用の問題と両方あるような気がするのですが、建設時の出水とかそういう問題に対しては、建設の技術の方で多分、対処されると思うのですが、そういうことがあったら、そういうことをお願いしますということだと思っております。

もう一つ、私が委員会でお聞きしたのは、今も地下水を汲み上げて使われているのですよね。その量と今の現状とを踏まえて、その後の地盤沈下が起きているのか起きていないのか、ということが供用後の問題だと思います。同じような施設で同じようなことをされるということでしたので、地盤沈下が進んでいないということは確認しなくてはいけない、ということ。

もう一つは、97 ページを見ますと、粘土地盤もそうなのですが、ちょっと薄いのですが、粘土地盤そのものが。その下にAs1という黄色のものがありますが、これがゆるい砂なのです。礫混じり砂というか、いわゆるN値というか、強度の弱いゆるい砂がここにあるのです。そうすると液状化の問題が出てきて、そういう検討も建設時にはお願いしますということは併せて要望いたしました。

○亀山委員長

現地で御発言いただいたことですね。そういうことも出ておりますのでよろしく願いいたします。

そのほか、資料1の関係につきまして御発言ありますでしょうか。前は短い時間でしたのであまり十分に御意見をいただいけませんけれども、よろしいでしょうかね。方法書全体につきましては後でもう一度時間をとって御意見をいただく、ということにさせていただきます。

それでは、資料1に関しては以上とさせていただきます。

次に、資料2につきまして、これは、環境保全の見地からの意見を有する者からの意見及び事業者の見解ということでお作りいただいた資料ですが、これにつきましては事業者の方から御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○事業者（長野広域連合 八町）

A焼却施設建設に係る方法書について環境保全の見地から意見を有する者からの意見及びそれらに対する事業者としての見解を、資料に沿ってご説明してまいります。資料を読みながら御説明させていただきますので、着座のままよろしく願いいたします。

資料2でございますけれども、この見解書につきましては方法書の目次に従いまして、意見者ごとにお答えをしております。意見者を仮称でAからFということで記載をさせていただいております。意見書に対するお答えは、基本的に長野広域連合が行っておりますけれども、既存の長野市清掃センターや長野市における候補地選定に係ることにつきましては、長野市の見解を確認した上で記載をしているものでございます。これから説明に入りますが、原文の説明につきましては時間の関係もございいますので、要旨のみの説明にさせていただきます。また、方法書に直接関係のつかない事項ですとか、簡易な修正事項等につきましては説明を省略させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、1ページを御覧いただきたいと思ひます。「第1章 事業計画の概要」の部分でございますが、「1.5 建設候補地決定の経過」の項目についてでございます。方法書の2ページになりますが、Dさんの御意見でございますけれども、ここでは、SEA（戦略的環境アセスメント）の概念を取り入れたという表記がございます。この部分が誤った記述であるという御指摘でございます。その理由といたしましては、市検討委員会は委員会として住民意見の聴取を行わなかった。もう一つは、要望があった住民への中間報告会の説明会の開催を行わなかった、というものでございました。ここで見解を御説明する前に補足をさせていただきたいのですが、長野広域連合ではごみ処理施設の建設場所を決めるに当たりまして、広域化基本計画というものを策定いたしまして、長野市内に1施設目の焼却施設を建設することを決定しておりますけれども、その後建設候補地の選定を、長野市へ依頼をしたという経過がございます。長野市における本施設計画の建設候補地の選定に当たりましては、市の内部で建設地を決定するという方法ではありませんで、幅広い見地から選定を行っていただくために、各界の市民の皆様による、長野市ごみ焼却施設検討委員会というものを設置いたしまして選定をいただいたものです。この検討委員会と申しますのは、市議会議員、団体代表、学識経験者、公募の委員さん等各界の市民の皆様15名によって構成をされまして、期間といたしましては平成16年の5月から17年の7月まで、18回に上る審議をいただいたものです。検討委員会は公開で行われまして、決定事項については市の広報誌などを通じましてその都度公表してまいりました。検討委員会でエリア、それから建設候補地の評価については適切な評価項目等により、客観的・科学的に検討がされまして、住民からの要望事項等についても委員会へ報告され、それも踏まえた上で適地を選定いただいたものでございます。これらの手法についてはここで申し上げております戦略的環境影響評価の概念を取り入れたものである、と我々の方では考えているものでございます。

次の御意見に移らせていただきますけれども、この下のCさん、Aさんの御意見につきましてはほぼ今のDさんの御質問と同じ内容でございますが、Cさんの最後の、真ん中の部分になるのですが、ここではいつ区民に賛否を聞いてくれるのか、という御質問がございました。これにつきましては、長野広域連合では、長野市による建設候補地選定の地元の協議組織等と協議を重ね、御理解をいただく中で、測量、地質の調査であるとか、今回実施しております環境影響評価等の事業を進めているところでございます。また、今後は計画施設の建設候補地周辺における環境影響評価を実施しますことで、地域の環境を詳細に調査しまして、予測・評価を行い、その結果や環境保全のための対策をお示ししてまいります。このことが、地域の皆様の建設の可否を御判断いただくための重要な判断材料になっていくものと考えておるものでございます。

続きまして2ページをお開きいただきたいと思ひます。一番上段の御意見でございますけれども、「1.5 建設候補地決定の経過」、方法書の2ページ、Aさんの御意見でございます。洪水ハザードマップによる浸水被害リスクを評価しないことについて、ということで候補地の水害へのリスク評価が

不十分と考える、というものでございました。こちらにつきましては本計画施設を建設することが浸水等の影響要因となることがないことから、環境影響評価の評価項目とはしておりませんが、本計画施設については災害に強い施設を目指して整備することで十分に注意を払って対応してまいりたいと考えております。また、万が一の災害時には地域における安全な避難場所として活用していただけるように、施設整備計画策定時には十分配慮していきたいと考えているものでございます。

次に、「1.7.5 事業計画」の項目、Cさんの御意見、7ページに該当するものでございます。サンマリーンながのの解体だけではなく、現在の焼却施設解体も評価に入れるべきではないか、という御指摘でございます。これにつきましては、現在の計画では候補地の一部が公園予定地であることから、長野市清掃センターの解体後に公園を新たに建設することとしております。現在稼働している長野市清掃センターのごみ焼却施設は、本計画施設の稼働後には解体をいたします。ただ、施設といたしまして今回の対象事業実施区域の外であるということ、それから、事業実施主体が異なること、それから、解体時期がまだ決定をしていない等の理由から、今回の環境影響評価の項目とはしなかったものでございます。サンマリーンながのの解体につきましては、事業主体は長野市と長野広域と異なるわけでございますけれども、対象事業実施区域の中にありまして、本計画施設建設にはサンマリーンながのを解体する必要があることから、今回の環境影響評価の中に含めたものでございます。なお、長野市では既存のごみ焼却施設の解体に当たりましては、周辺環境や安全性に十分配慮していくこととしておりまして、解体後は跡地を公園等として利用していく計画でございますけれども、公園の建設の前には関係法令に基づく調査を実施することという確認をとっております。ここで、現在の長野市清掃センターの御説明を加えさせていただきたいのですが、長野市が運営しております現在の長野市清掃センターは、ごみの焼却施設と資源化施設、プラスチック製容器の圧縮梱包施設がございまして、このうち今回の長野広域連合の施設が稼働したときには、長野市のごみ焼却施設のみが解体となります。残りました資源化施設、圧縮梱包施設については引き続き稼働するものでございます。

続きまして7ページから12ページについてのDさんの御意見でございます。主要設備方式等について、ということで主要設備方式とその操業に関する基本的情報が評価には必要なのではないかと、という御指摘でございます。これにつきましては本環境影響評価と並行して施設の詳細計画を策定してまいりますので、その中で予測・評価に必要な事項を決定してまいります。そのため、現在では主要設備の方式等を詳細にお示しすることはできないものでございます。

次、Dさんのイ、計画値についてという御意見でございますけれども、これについては二つほどありまして、一つめは計画値設定の意図は何なのか、また、表示されている数値の科学的根拠を示していただきたい、という御意見でございます。これにつきましては、計画値のことですが、法規制値を基準に現在の技術水準、それから維持管理水準を考慮いたしまして事業者が守ることを約束する数値として決定しております。なお、法規制値は、国が人間の健康や自然環境といった様々な角度から検証を行い、維持されることが望ましい値として定めているものでありますので、科学的な根拠に基づいたものと認識しているものでございます。もう一つあるのですが、ここでは計画値と環境保全目標値とはどのような関係があるか、という御質問でございます。これにつきましては、環境保全目標は環境基準値、施設の計画値などを基準といたしまして、現況を十分に把握した上で、より良い環境とするために設定していくものでございます。

続きまして次のページを御覧いただきたいと思います。事業計画でございますけれども、Eさんの御質問、17ページを対象としたものでございます。ここではC、公園や緑地等の整備によるみどりの創出を行い、についてということで、現焼却センターの跡地ですが、これが本当に公園として適し

ているのか甚だ疑問だ、と。近くに代替地をもってくればよいという問題ではないのではないか、という御指摘でございます。これについて見解を御説明申し上げますけれども、サンマリーンながのの北側の公園用地は区画整理事業に伴いまして、長野市に帰属された用地及び長野市が近隣公園とするために取得をした土地でございます。長野市では現清掃センターの焼却施設の跡地に同等の面積の公園を確保することができることから、計画施設の建設候補地としたものでございます。長野市では既存ごみ焼却施設の解体後に跡地を公園等として利用する計画でありまして、公園建設の前に関係法令に基づく調査を実施することを確認しております。また、本計画施設及び、同施設稼働後も存続する長野市清掃センターについては、関係法令の遵守はもとより、定期的に周辺環境モニタリングを実施いたしまして、それらを地域の皆様方に公表することで、安全を確認していただけるように努めてまいりたいと考えております。

それでは続きまして、4ページを御覧いただきたいと思っております。ここからは方法書の中の「第2章 地域の概況」ということでございます。「2.2.2 交通の状況」という項目に該当する部分、Eさんの御意見でございます。27ページ、28ページに該当いたします。道路についてということで、対象事業実施区域に隣接して、敷地南側には市道若里村山堤防線が犀川に沿って走っており、敷地北側には市道松岡南線が走っております、と、今申し上げました二つの路線について含めた上で新施設が稼働した時点で予測・評価をしていってくれという要望でございます。これにつきましては方法書の240ページ、241ページでお示ししておりますとおり、ここで今申し上げました二つの路線について自動車交通量調査を実施いたしまして、それをもとに予測・評価をしてまいりたいと考えております。

続きまして「2.2.3 土地利用の状況」という項目について、30ページ、31ページに当たりますが、Fさん、Cさん、Dさんの御意見として挙げられておりますが、これにつきましては若干ページは違うのですが、方法書の記載の資料が古いのではないかと御指摘でございます。これにつきましては御指摘のとおり最新版ではありませんので、予測・評価に当たっては最新のものを使って進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは続きまして、5ページをお開きいただきたいと思っております。「地域の概況」の中の「2.3.7 大気質・水質等の状況」についてでございますが、Cさんの178ページに該当する部分でございます。センター臭気測定の結果についてということで、二つほど御指摘がございます。一つは、国の基準と実際区民が苦痛に感じる数値には大きな開きがあるのではないかと、という御意見でございます。これにつきましては、長野市では悪臭防止法に基づきまして規制地域・規制基準を定めており、これに基づき計画施設の敷地境界、気体排出口、排水水における特定悪臭物質濃度を規制しております。なお、一般に、悪臭は複合臭気の汚染であることから単体の物質濃度を規制するだけでは悪臭の実態を把握しきれない可能性があるために、近年では人の鼻によります嗅覚測定法として、臭気指数法が採用されるようになってきております。なお、現清掃センターの悪臭調査におきましても、平成15年度より特定悪臭物質濃度のみでなく、臭気指数測定を実施し、監視をしているということを確認しております。もう一つめでございますが、国の基準をもって基準以下だというのは納得できないという御意見でございます。これにつきましては、長野広域連合といたしましては、国の基準を遵守することはもとより、更なる低減を図っていききたいと考えているものでございます。

続きまして、6ページをお開きいただきたいと思っております。こちらからは方法書の「第3章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」ということになってまいりますけれども、3章のまえがきの項目に当たる部分でございます。213ページに該当しますが、Aさんの御意見でございます。環境影響評価の対象項目と評価基準について、ということで、ここでも二つほど御意見をいただい

おりますが、一つめといたしまして、A方法書の評価項目は地域特性を十分考慮していないのではないか、という御意見でございます。これにつきましては長野県環境影響評価技術指針マニュアルでは標準的な調査内容や調査地点についての考え方が示されておりますが、長野広域連合では長野市清掃センターのごみ焼却施設が現在存在するという地域の特性を十分考慮した上で、現況調査の中で、同施設が休止しているときに測定を行ったり、ダイオキシン類をはじめ各項目の調査地点を標準的な地点数よりも増やしたりするなどして、今までの影響についても詳細に調査をして把握をしてみたいと考えているところでございます。もう一点でございますが、施設の詳細設計がまだ定まっていない段階でなぜ評価ができるのか、という御指摘でございます。これにつきましては、先ほどもちょっと触れておりますけれども、本計画施設の施設内容の詳細につきましては現段階では確定しておりませんが、環境影響評価と並行して施設の詳細計画を策定してまいりますので、その中で予測・評価に必要な事項を決定してまいります予定としております。

続きましてDさんの御意見でございますが、前と同じ項目についてでございますが、地域住民の健康状態の調査、それから地域住民の家屋等の実態調査を環境影響評価の項目として加えるべきではないかという御意見でございます。こちらにつきましては、現代社会においては人の健康や家屋等への影響を及ぼすおそれのある要因については、ごみ焼却施設以外にも多種多様にありまして、その因果関係を特定することは非常に難しいことから、健康調査あるいは家屋の調査等については今回は実施をする予定ではないというものでございます。

続きまして「3.2.2 騒音、3.2.3 振動」の項目についての御意見で、一番下の枠になりますが、Dさんの御意見で、238 ページから 249 ページに該当するものでございます。ここでは、ごみ収集車両の計画施設へのアクセス道路、幹線道路周辺の排ガス、騒音、振動、温暖化係数等の調査・予測について、のものでございます。ゴミマイレージの活用と計画道路についての調査・予測が必要ではないか、という御意見でございます。こちらにつきましては、長野広域連合では現況調査の中で交通量等を正確に調査いたしまして、適正な搬出入ルートを設定してまいりますというものでございます。また、長野市が現在計画をしております構想路線については、地域の皆様の利便性を確保することを目的として、今後地域の皆様と協議を重ねた上で具体化していく予定でございますけれども、現時点ではルート、幅員等、基本的な事項が全く確定をしていないこととございまして、環境への影響を評価することは現在のところできないものでございます。今後、長野市において地元の皆様や関係機関と協議をいたしまして、概要が固まったところで、長野広域連合といたしましては環境への影響を予測し、搬入車両のルート等の検討をしてみたいと考えているものでございます。

続きまして7ページを御覧いただきたいと思っております。上段の御質問、「3.2.1 大気質、3.2.5 悪臭」に関わる御意見で、Dさんの御意見でございます。大気質、悪臭の予測方法及び評価についての御質問ですが、予測方法について、予測方法としての信頼性を示していただきたい、という御指摘でございます。これにつきましては、予測・評価の方法については基本的には長野県環境影響評価技術指針マニュアルに従いまして実施をすることになるということとでございます。マニュアルにもありますように、評価は、影響緩和の観点と環境保全目標等の整合の観点から実施をいたしてまいりますものでございます。二番目といたしまして、評価方法及び計画値の活用について、ということで、環境保全目標については方法書において予め設定すべきではないか、という御意見でございます。これにつきましては、環境保全目標値等については、事業計画目標や環境基準のほか、長野県環境基本計画あるいは長野市環境基本計画後期計画というものがありますので、そういうものを考慮しながら、今後、準備書の中で記載をしていく予定でございます。

続きまして「3.2.8 土壌汚染」について、Dさんから頂いた御意見でございます。土壌汚染の予測方法及び評価について具体的な科学的な方法を明示しろ、という御指摘でございます。これにつきましては、土壌汚染の予測方法については長野県環境影響評価技術指針マニュアルにも記載されていますように、既存の類似事例等との比較により影響の程度を定性的に予測する予定でございます。粉じん等の土壌面への沈着量については、大気汚染と同様の数値拡散モデルによる予測が可能でございますが、土壌汚染のメカニズムを正確に表現する予測モデルがないことからこのような方法を用いる予定でございます。

続きまして最後の枠になりますが、「3.2.1 大気質、3.2.5 悪臭」についてでございます。Bさんの御意見でございますけれども、こちらにつきましては、三点ほど御要望がございます。まとめてこれはお答えさせていただきますけれども、一点目として、降下ばいじん調査地点及び大気汚染調査地点が2～3箇所と表示されているが、これを6箇所位に増やしてもらいたい、というものでございます。二点目が、特に北北東に当たる風間地区にはばいじんと大気汚染について2～3箇所調査地点を加えてもらいたい、というものでございます。三番目としまして、悪臭現地調査地点を風間地区内に2～3地点入れてほしい、という三つの御要望でございますけれども、こちらにつきましては、長野県環境影響評価技術指針マニュアルでは、調査地点数として標準的には、大気につきましては1～2点程度として、地形条件や保全対象、事業計画の状況により必要に応じて追加する、ということで表記されておりますけれども、今回の環境影響評価におきましては標準的な調査地点数に対しまして、大気の大項目の調査を、大気汚染調査を事業予定地周辺における主風向を考慮いたしまして、風上・風下を含めた3地点に増やしております。また、地元の地域特性を考慮いたしまして、ダイオキシン類に特化した調査でございますがこれは7地点、それから降下ばいじんの調査地点を3地点など、標準的なものより増やしているものでございます。また、御指摘の風間地区につきましても大気汚染調査について1地点、ダイオキシン類調査について1地点、悪臭調査についても1地点の、3地点の実施を計画しております。ただ、そうは申しましても調査地点の確定に当たりましては地域全体のバランスや気象特性、データの有効性等を考慮するとともに、今回の技術委員会の審議過程等を踏まえまして、更に検討いたしまして必要に応じて見直しを加えていきたいと考えております。

続きまして8ページをお開きいただきたいと思います。ここからは「その他」という項目になっておりますけれども、方法書に対象となるページがないものから、「その他」という分類にさせていただいております。その中の、最初ですが、Aさんの御質問でございます。これにつきましては、図面も入っておりますけれども、協議中の構想路線の扱いに関わる意見ということで、焼却施設の建設に併せて長野市から地元へ提案されたまちづくり事業に、下図に示す構想路線と落合橋北詰交差点改良工事というのがあります。これについても環境影響評価に含めることを要望する、という御意見でございます。この図面につきましては長野市で作成したものではございませんで、Aさんが作成をされてここに記載をさせていただいたものでございます。これにつきましては、長野市が計画しております構想路線につきましては、現時点では先ほども御説明申し上げましたように、幅員ですとか基本的な事項が全く確定しておりませんので、環境への影響の評価を今回することはできませんけれども、今後長野市において地元の皆様や関係機関と協議をし、概要が固まったところで、長野広域連合といたしましては環境への影響を予測しまして、搬入車両のルート等の検討をしていきたいと考えております。また、長野市が計画しております落合橋北詰交差点改良については、現在、長野市において地元の皆様や関係機関と改良の方法について協議をしている段階でございます。長野広域連合では、現況調査の中で、落合橋北詰交差点の自動車交通量調査を行う予定としております。その結果などを見

まして整合を図っていきたいと思っております。また、交通量調査等の予測・評価をしていきたいと考えております。

続きまして9ページ、10ページに「その他」の項目について御意見があったものを記載させていただいておりますけれども、9ページ以下の御質問につきましては御一読いただければ概ね御了解をいただける内容だと思われまますので、今回は説明を省略させていただきます。

○亀山委員長

はい、ありがとうございました。ただいま御説明いただきました資料に関する事で御意見、御質問等がございましたらよろしくお願ひいたします。

はい、どうぞ。

○片谷委員

今、大分詳細に御説明いただいたわけですが、冒頭の、建設候補地決定の経過についていくつか御意見が出ておまして、これ自体はこのアセスの手続の中で、技術的な審査の中で議論することは多分ないかと思われまますけれども、御指摘の内容を見させていただきますと、要するに戦略的環境アセスメントの概念という言葉の、そういう説明の妥当性というのが議論の対象になっている訳でございまして、私から見ましてもこれは戦略的環境アセスメントの概念のごく一部が取り入れられたというレベルであろうかと思われまます。もう一つ、パブリック・インボルブメントという言葉もよく使われまますけれども、検討のあらゆるステップで住民が意見を述べる機会が設けられるというのが本来のスタイルと一般には考えられている、と私は理解しておられますので、その点から申しますとこの住民の方々からの御指摘というのは、100%とは言わずとも、的を射た御指摘ではないかと思われまますので、少し回答の仕方を工夫された方がよろしいかなと思われまます。

それから、今回頂いている事業者の見解の記載内容は、大体納得し得る内容だと思われまますが、例えば先ほど御説明があった中で、評価の対象となる基準をどういう数値にするのか書いてないじゃないか、という御指摘があったことに対しては、これはかなり重要な御指摘でありまして、これを曖昧にしておきますと、やはり評価結果というのはどちらにも簡単に転んでしまう、という危険性が確かにございまますので、本来はやはり何を評価のときの基準にとるのかということは方法書に記載されるべきものであると私は考えておられます。

それから細かいことになりまますが、説明上少し問題があると思われまましたのは7ページの一番下の枠に対する御回答、見解ですけれども、調査地点を増やしてほしい、という御要望に対しての回答の中で下から4行目に、計3地点という表現があるのですけれども、これは項目の違うものを合わせて3地点ですので、同じものをなるべくたくさん地点で測って正確に値を出してほしいという御要望に対する回答としてはあまり適切ではない、と思われまます。個々の項目についていえば1地点ずつしか測っていない訳ですので、ここに計3地点という表現が出てくるのは適切ではないという趣旨でございまます。特にこの御意見に関しましては、現況を正確に把握しておくことによって将来、施設が稼働した後の事後調査の結果が出てきたときに、それと比較できるようにしてほしいという趣旨だと推定されまますので、そういう趣旨からいきますとこの表現ではあまり適切な回答ではなくて、今後更に検討し見直しをしてまいりますという表現もございまますので、そこはよろしいのですけれども、これはもう少し配慮して回答していただきたいと感じまました。

○亀山委員長

ありがとうございました。三点御指摘いただいたわけでございます。最初の、戦略アセスの考え方を取り入れたというのは、確かに一部取り入れたということができます。戦略アセスの考え方は今回のような場合には、基本的にはごみ処理は事業の内容そのものに関わって議論されるような、つまり、ごみを出すか出さないかという問題や、どういうふうに処分するかというような、全体に関わるところから議論をするのが一つと、それから適地の選定を行うという、大きくいえば二つだろうと思うのですが、後の方の適地の選定については、建設地検討委員会を作られたという点では戦略アセス的な、という言い方もできるかもしれませんが、もう少し幅広く戦略アセスを考えたときには、部分的に取り入れられているという片谷委員の御指摘はごもっともだと私も思います。それから二番目の御指摘の、基準を明確にして議論をすることが大事だ、という点では、全くそのとおりだろうと思っております。三番目も今言われたようなことで、できるだけ測定点をたくさんとって、後に比較が適切に行えるようにしておくことがアセスメントの趣旨だということでございます、という意見をいただいたわけでございます。

事業者の方から何かございますでしょうか。特にこの場でなくてもよろしいです。今回はたくさん意見を頂くことになろうかと思っておりますので、また後ほど御回答いただければと思っておりますが、この段階で何かございましたらと思ひまして。

○事業者（長野広域連合 土屋）

何らかの評価の基準とするようなものをきちんと示していくということが大切だ、という御指摘でございまして、まさに委員のおっしゃるとおりかと思ひます。ただ、現状の施設、既存の施設が一定のレベルにあるということから、環境基準であるとか普通の一般的な基準というのは十分クリアできるであろうという予測を事業者としてはしておりまして、そういった意味でいわゆるベスト追求型と言うのでしょうか、今の現況をきちんと把握した中でベストを追求していくと、そういうことで評価書の中に現況調査等の結果を踏まえた上でお示しをしたいということに進んでいるものでございます。その辺のことを御理解いただければと思ひます。

○片谷委員

今の趣旨で、もちろんよろしいと、スタンスとしては十分だと思ひます。ただ、この住民の方からの御意見というのは、方法書にそういう事をより明確に記載すべきではないかということでございまして、方法書自体を刷り直すとかいうことでなくて構わないのですが、こういう会議の議事録の中にそういうスタンスであるということが残れば、これは公文書といいますか公式の記録になりますので、その趣旨で進めていただく、ということでもよろしいと思ひます。

○亀山委員長

そのほか何かございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○塩田委員

5 ページのFの質問に、「騒音調査、清掃センター周辺で朝8時～12時までして下さい。」という、この趣旨の意味はどうなのでしょう。事業者としてはしっかりと24時間測定を考えている中で、

半日くらいでいいよ、と言っていることはどういう趣旨でしょうか。

○事業者（長野広域連合 八町）

私どもも書面で頂いておりますので推察でしか分からないのですが、ちょっと誤解をされているのではないのかな、ということで、改めて24時間しっかりやりますという御回答をしたものでございます。

○塩田委員

分かりました。24時間しっかりと測定すればその周辺の騒音、あるいはセンター周辺での内容が分かるということを知って一応、安心しているということでしょうか。

○亀山委員長

よろしいでしょうか。これから更に皆さんに、この方法書全体に対する御意見を頂くわけですが、今は御質問に対する事業者の見解についての質疑だったわけです。この点については、よろしいですか。

資料2は以上のようにさせていただきまして、方法書の全体につきまして御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。できましたら次回の会議で意見をまとめて、技術委員会の意見としていきたいと考えておりますので、できるだけこの場で御意見を頂ければと思いますので、よろしくお願いいたします。特にどこからでも結構ですのでお気づきの点をよろしくお願いいたします。

○片谷委員

先ほど資料2に関連して申し上げたことと繋がるのですが、測定地点の設定につきまして、私は主に大気ですけれども、大気に限らず今回の事業計画は現地を見させていただいても、非常に周辺に住宅が、密集とまではいきませんが、かなり沢山ある、しかもその距離が近いという地域でございまして、通常の郊外に設置されるような、この種の施設の場合とはその測定地点の数の設定、あるいは位置の決め方の考え方を少し変える必要があるかと思っております。現時点でのこの計画は概ね妥当であろうと思っておりますけれども、住民の方からの御意見も、御要望も出ているということ踏まえまして、少し詳しく、気象データ等をもう一度確認をしていただいた上で地点数、その場所の決め方というのを、もう少し詳しく御検討いただいて、測定にかかっていたとすることが必要と思っております。

○亀山委員長

具体的にここをこういうふうに、というのはございますか。

○片谷委員

今すぐには出ないので、後ほど。

○亀山委員長

では、後ほど文書でも御指摘いただければよろしいかと思っております。確かに御指摘いただきましたように、この場所は土地区画整理事業が行われた場所でございますし、周辺は住居系の用途がかなり張りついている場所でもございますから、将来的にはそういった土地利用になっていくだろう、と考

えますと、環境に対して十分な調査と配慮が必要だろうと思いますので、よろしくお願いいたします。

○富樫委員

今の御意見にちょっと関連するのですけれども、例えば 222 ページに、先ほど最初の私の意見への回答にもありましたけれども、例えば地盤沈下について、既存焼却施設の工事・供用において地盤沈下に関して特に問題はなかった、というふうにされているわけですが、当時と現在とでは建っている家の数も違いますし、周辺の環境そのものが大分変わっているということもありますので、前につくったときは影響がなかったということは、これからつくろうとしているものにも影響がないんだということの根拠としては、ちょっと説得力がないなという気がしております。それに関連して、この方法書の中に入っている地形図面とかそういうのを見ても、現在建っている家というのは、それ以上にまた増えているのではないかなというふうにも思っておりますので、その辺のところをなるべく新しい図面をもとに評価をしていただいた方がいいかなと感じております。

○亀山委員長

ありがとうございました。

はい、どうぞ。

○鈴木委員

先ほどから出ておりますが、235 ページの図 3-2-2 の大気質の現地調査の予定地点についてです。これは前回の現地調査のときも感じたことですが、大気汚染調査の全項目についての観測点の配置を拝見しますと、北東から南西というふうに 3 点が並んでおります。犀川という地形的なことを考えますと、やはり川沿いに風というのはどうしても流れる性質がございますし、それから西側はですね、まさに中心市街地の方に行く方向でございますので、西側の方があまりにも点が少ないのではないかな、ということを実地でも感じたものですから、ぜひ西側の方にですね、少なくとも全項目の大気汚染調査地点としてお加えいただいた方がよろしいのではないかなと感じております。

○亀山委員長

ありがとうございました。

事業者の方からは、一つ一つにすぐに御回答いただきたいとは申しませんが、もしこの場で、今のような御意見を頂いたときに、何かお答えいただくことがございましたら、いただければと思います。そんなふうに進めさせていただきます。そのほか何かございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○陸委員

226 ページの触れ合い活動の場のことでちょっと意見がございます。これもこれまで出ている意見と似通った意見かもしれないのですけれども、触れ合い活動の場については評価を行わないということになっているのですけれども、既存の施設が生活上問題になっていないからだとということが根拠となっているわけですね。それが本当に根拠になるのかどうなのかという疑問があるという点が一つです。それから、ここに犀川と書いてございますけれども、犀川の河川敷で、例えばバードウォッチングをすとか、あるいは魚獲りをすとか虫を捕るとか、そういう活動が地域の住民によって行われ

ているかいないか、ということに関してなのですから、動物への影響の方では動物に対する工事の影響があることから調査を行うと書いてございますので、同時に自然と人の触れ合いの状況についても、動物に影響がある以上は影響があることが考えられますので、評価すべきではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○亀山委員長

動物の方で調査をするということになっている、犀川の河川敷での触れ合い活動は非常に多様ですので、何かそういうものに対する影響がある可能性があるのではないかと御指摘はもつともだと思います。ありがとうございました。

226 ページで言っている近隣 1 km 以内というのは、触れ合い活動の場も文化財も出てきているのですけれども、調査は 4 km の円内で調べられていますが、この 1 km というのは何か基準があったのでしょうか。

○コンサルタント会社（財団法人日本環境衛生センター 羽染）

大気汚染が一番影響範囲的には大きいであろうということで 4 km という設定をしているのですが、ほかの項目に関しましては通常の騒音とか振動とか悪臭とか、そういう影響範囲を考慮して項目ごとに区切って 1 km とか 2 km とかいうふうに設定しているということでご理解いただきたいと思えます。

○亀山委員長

そういう点では触れ合い活動の場のエリアが 1 km というのは、随分狭い範囲の中でしか見ないという感じがしないでもないですね、御指摘のように。そのほか、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○小澤委員

土壌汚染に関連した中で、263 ページですが、影響の要素として煙突の排ガスからのダイオキシン類ということで考慮されていますけれども、この調査を予測する範囲がですね、この 2 km という範囲に限っているのですけれども、事業規模からして少し狭いのではないかと感じしております。環境省、旧環境庁といいますか、の調査の中で、焼却施設を発生源とする周辺影響についてのシミュレーションと実測値の比較を行った報告がございますが、ここではシミュレーションについて細かい条件はまだ決まってないということで、そこまでシミュレーションとしても数値は出ないのかもしれませんが、大体、最大着地濃度の発生距離、シミュレーションの結果の 2 分の 1 から 3 倍くらいまでが、実際問題として最大濃度が出た範囲だ、というような結果、報告書がありまして、そう考えますと、この事業規模でいくと、煙突が 80 m という、これは確定していないかもしれませんが、2 km よりももうちょっと広い範囲まで影響を考慮する範囲にした方がよいのではないかとこのように思えます。

○亀山委員長

265 ページでは 2 km の円が描いてありますが、ダイオキシン類は 2 km の円の、円周上ぐらいまでのところが描いてあるのですね。

○小澤委員

そうですね。そういう環境省の報告書のごく大雑把な、簡便的な見方として、3倍というのを見ますと、2.5 kmとか3 kmいくのかどうなのか、予測計算にもよることだと思うのですが、もう少し広い範囲を対象地域にした方がよいのではないかというふうに思います。

○亀山委員長

ありがとうございました。もう少し広いエリアでとると、もっとずっと市街地に入ってしまうような、そういうふうになるのだらうと思いますけれども、御趣旨はよく分かりました。

はい、どうぞ。

○中村委員

同じような予測地点の距離の問題ですが、動物、植物に関しては半径1 km内の円ということになっておりますが、ダイオキシンとか土壤汚染については2 kmということで、同じような形で稼働した場合の排ガスの影響ということを考えますと、落合橋を含めたところまでが範囲というところだと2 kmくらいがまあ適切かなという感じはいたします。動物、植物に関しまして。その次が271ページの手法的なものなのですが、現地調査の手法で、昆虫類に関してスウィーピングが入ってないのがどういう理由かな。特に河原などですとスウィーピングが、結構有効な手法になるかと思えます。それからもう一点、3点目の質問ですけれども、269ページの予測の内容として、いわゆる個体群、植物、それから273ページの「2 予測」の①ですけれども、直接的、間接的影響による云々とあって、個体群に対する変化の程度又は消滅するものを予測するというところで、これはいいのですが、その予測の方法で、表3-2-24の一番下のところで予測方法としては、主にはレッドデータブック等の貴重種ランクによって判断するという形になってはいますが、このリストを見せてもらったところ、貴重種は、ここはないと思うのです。ですから、予測をするターゲットがないと思うので、その場合どういうふうな感じで予測をされるのかということです。対象種を全部にして種レベルの変化を見られるのか、ということです。

○亀山委員長

リストは、どこでしたかありましたよね。

○中村委員

あのリストはずっと前の方でございます。昆虫種です。貴重種はここに挙げてあるのですが、いずれも広い範囲の中で引っ掛かっているもので、この調査地で、この前現地調査した範囲内では、多分何も出てこないのではないかな、とは思っております。

○亀山委員長

注目の根拠というのは書いてございますよね。121ページから。これにはレッドデータの区分の根拠と、それから「大切にしたい長野市の自然」という根拠も載っていますね。それに対して、273ページは国や県や市のレッドデータブック等の貴重種ランク等に着目し、と書いてあるので、そうすると「大切にしたい長野市の自然」の方が見られないことになるわけですか。そういうことになるのでしょうか。

○中村委員

いや、この 122 ページから 127 ページの中には、注目の根拠のレッドデータ区分とかいろいろな部分に引っ掛かる種はあります。調査範囲内では見た限りでは出てこないのではないかと。調査した場合に出てこなかったら、それを基準にして予測をするのに、何も出てこないならどういう形で予測をされるのか。

○亀山委員長

そうですね。でもそれは出てこないとしょうがないというか、出てこなかった場合は出てこなかったのだから、そういうことになるでしょうと思いますが。市のレッドデータブック等のというところに、「大切にしたい長野市の自然」も入っているのですから、かなりのものがリストに入っているわけですが、実際には調査して出てくるかこないかやってみないと分からないといったところだと思います。ありがとうございました。

はい、どうぞ。

○大塚委員

今の御意見に関連しまして、植物の関係でここに載っているリスト、138 ページですけれど、調査範囲周辺の植物ということで、既存の調査からリストアップされているわけですが、長野市全体から見ると何種類か希少なものが出てきて、今回この周辺でどういったものが出るかといった部分、これからだと思うのですが、植物のほうで国勢調査の関係で落合橋と裾花川合流点のリストが載っています。この近くの調査だけみても、これからでは希少なものはなかなか載ってこないということがあってですね、今回の方法書の中でも直接改変する部分ではないので、簡易な調査といった形で結構だと思うのですが、実は研究所の方で、この近辺の河川の植生調査をした詳細なものがありまして、そこでは、この対象にすぐ近隣でも絶滅危惧種に当たるような希少種がかなり何種類か載っておりまして、この資料をまた今後参考にしていただければよろしいかなというふうに思います。また資料提供はさせていただきます。それと、267 ページですけれども、植物の調査で、調査項目で植物相、植生等ありまして、その中に針葉樹、広葉樹等あるいは植生の高木、低木等とありますけれども、これはかなり絞った形の調査を考えていらっしゃるのか、ということを一応質問させていただきたい。

それから、活力度を測るということをするようではすけれども、特定の樹木や草花の伸長量とか、開花、結実量などを観測するという、これについてはかなり詳細な調査をしないとういうことは見えてこないのかなと感じております。できるだけこういった形でとらえていただければよろしいかと思うのですが、植物への影響はやはりその周辺の直接の改変ではなくて、ばい煙の影響とか、そういったものが影響してくるのだらうと思いますが、その辺も留意してお願いしたいというふうに思います。

それともう一点ですが、224 ページで、生態系について、今まで特に問題がなかったことから評価を行わないという形で述べられているのですが、先ほど陸委員の方から出された意見と全く同じで、この部分についてもやはり配慮は必要かなというふうに感じております。動物、植物それぞれやるわけですから、生態系にどういう影響があるかといったことが非常に見えづらいとは思いますが、例えば猛禽のフクロウなんかですと発信機を着けた調査によって、飯綱にいたフクロウが、

冬場にこの河川敷でかなり餌をとっているといった事例もありますので、なかなか問題が見えてこない部分だから問題がなかったというふうには、イコールにはならないかと思っておりますので、いろいろな形で御利用していただければと思います。

○亀山委員長

今の、267 ページの3.2.9の植物の調査で、調査内容と調査目的が、「対象事業実施区域はすでに、長野市清掃センターごみ焼却施設の熱利用施設として、サンマリーンながの（温水プール）が建設されており、貴重な植物が存在するとは思われないが、植物等について簡易的な調査により現況を把握する。」と書かれているのですね。ですので、そのことについてもう少し細かくしっかり調査した方がよいのではないかと、といったような御意見だと受け止めてよろしいでしょうか。

○大塚委員

今の部分は、直接建設する部分については、既に改変されたところでありますから、そこについては、詳細な調査をしるという部分ではなくて、その周辺の調査自体が、調査地点が対象事業実施区域及びその周辺の1 km以内ということでして、実際に調査してほしいのは河川敷が主な場所になるかと思っております。ただ、今の改変された敷地内においても、その後の状況で例えば希少なものが生息している可能性は否定できませんので、ある程度はそういったことも踏まえてということで、その実施地区、区域を更に細かくお願いしたいという趣旨ではありません。

○片谷委員

日本環境衛生センターさんに、ちょっと教えていただきたいのですが、235 ページの調査地点の図で、まず一点目は、ダイオキシンだけを測る7点というのは、何を基準にしてお決めになったのか、を教えてくださいませんか。あるいは、広域連合さんからお答えいただいても結構です。

○事業者（長野広域連合 八町）

この部分につきましては、先ほども御指摘がありましたように、全項目の調査については、主風向に沿いまして風上、風下を基準にして設定しております。このダイオキシンにつきましては、現在も、長野市の清掃センターがこちらにお世話になっているということで、いろいろ今まで何年か前からですね、地元の皆様方と話し合いさせていただいたり、それから説明会等を開催させていただく中で、ダイオキシンが非常に心配だという御指摘がございまして、特に清掃工場というような特殊性を含めまして、そういう御意見がありましたもので、ダイオキシンについては全項目から外した中で、地元の地区を配慮したという形で、現況を調査したいということで7箇所設定しております。そのうち1箇所は、この方法書をこちらで、公告縦覧をかける前に、一度地元の皆様方に見ていただいております。その中で特に近隣の子どもが集まるような場所で、ダイオキシンの調査をちゃんとやってくれないかという御要望がありましたことから加えた、という経過でございます。

○片谷委員

ありがとうございました。今の点はそれで結構でございます。この全項目を測る逆三角の地点ですけども、一つお尋ねしたいのは左下にある真島でしたか、これは大気常時監視局がある位置だと思うのですが、大気常時監視局で測っている分に関しては、そのまま使われるという計画ですか。

○事業者（長野広域連合 土屋）

大気常時監視局のデータのほかに、通常と同じ日にやった調査を並列で行いたいというふうに考えております。

○片谷委員

例えばNO_x（窒素酸化物）やSPM（浮遊粒子状物質）は多分、大気常時監視局で測っていると思いますが、それは新たには測らずに、大気常時監視局のデータをそのまま利用するという事ではないのでしょうか。

○事業者（長野広域連合 土屋）

大気常時監視局での測定は測定としてやりまして、ほかの地点も同時にやりますので、それはそれで別に行うという計画であります。

○片谷委員

私がお尋ねしているのは、この真島の地点に関しては独自にNO_xやSPMは測ったりはしないということではないのですか、という質問です。

○事業者（長野広域連合 土屋）

測ります。

○片谷委員

それはあまり効率的ではなくて、大気常時監視局のデータがある場所は、そのまま測っている項目、大気常時監視局で常時測っている項目に関してはそのまま使って、むしろ新たに測る労力はほかの地点を増やす方向に使った方が有効かと思いますが、そういう御判断はないのでしょうか。

○事業者（長野広域連合 土屋）

御指摘のような使い方でもよいというお話になれば、当然、その部分を先ほどから出ております西側の地点の方へ振り分けるとか、そのような見直しは検討させていただければと思っております。

○片谷委員

大気常時監視局というのは法律に基づいて測られているような施設ですから、基本的には信頼性はあるといえます。ちょうど定期点検等と重なりますと問題は発生いたしますけれども、そうでない限りは、データの信頼性はあると判断していいと思いますので、そういうものは極力活用して、新たに今回、独自に測られる分に関しては、なるべくその地点の、地域のカバー率が高くなるような設定を考えていただいた方がよろしいかと思えます。

それに関してもう一つお尋ねしたいのは、気象条件を勘案して北東方向と南西方向に配置されているのはよく理解できるのですが、風配図を見ますと、むしろ北東風の方が南西風よりも頻度として高いように見えるのですが、であればむしろ影響が出やすいのは南西側ということになります。まあ、南側は広い川原がありますので直近に住宅がないという点からは重要性は若干低いとは思いますが

ども、この北東側に2点、南西側に1点置かれているという趣旨は何を重んじてこのような配置にされたのかを、教えていただけますか。

○事業者（長野広域連合 土屋）

風上2点、事業予定地から1kmの円上に1地点、それから2kmの円周上に1地点、同じく風下側にもそういう間隔で配置したのですが、1kmがたまたまその河川の上に位置するもので、生活環境がそこにはないということから、省略させていただいたものでございます。

○片谷委員

一般には大気ですので、風下にたくさん行くということですので、当然、発生源の風下側を重点的に調査するというのが一般的なスタイルだと思います。で、こちらは川に沿った北東と南西風が卓越しているということは、大体盆地全体に概ね共通した傾向であると理解しているのですけれども、ですから、両側に北東側と南西側に置くということ自体は妥当な判断だと思います。それで南西側は風下になるのだけれども、1kmくらいまではずっと川原であるから、そこには配置していないという趣旨ですね。それはそのように説明していただければ、それでよろしいかと思います。それから、もし可能であるならばですけれども、先ほどの大気常時監視局のデータが使える分、余力といたしますか、もし追加ができるような状況があるのであれば、市街地に近い方向の、先ほど鈴木委員から御指摘のありました、やや西寄りですか、これはあの卓越風向の風下になりませんので多分濃度はそう上がらないということは想像できるのですが、そういうことを確認しておくということもまた重要ですので、置いていただくのがいいかなと考えました。

○亀山委員長

ありがとうございました。

はい、どうぞ。

○鈴木委員

風配図ですが、84ページ、85ページを御覧いただければ分かりますが、まさに犀川沿いの観測地点がない状態での結果です。追加で「資料3の10番関連」ということで、番号の10で環境保全研究所のデータが出ておまして、それを拝見しますと、85ページにある6地点と比較しまして、やはり犀川沿いの東西の流れがかなり卓越するようになります。というのは、まさに先ほど申し上げた犀川の影響が出ているということです。それから、日中には中心市街地で上昇流が発生すると思われるので、それに流れ込むような風が吹くはずですよ。ですから、これはどう考えても、日中には東風が多く吹くのではないかなと予想されます。そういう意味ではここはこのデータだけ見ると、いかにも北東と南西方向に見えますけれども、それは観測点がたまたまそういう配置になっているだけのこととございますので、是非御配慮いただければと思います。

○亀山委員長

ありがとうございました。

はい、どうぞ。

○花里委員

今回の焼却施設をつくるに当たっては、建設時とつくられてからの稼働、それから古い方を壊す、ということがあると思うのですけれども、建設に関しては新しい建物をつくるので、通常の大きな施設をつくるときの評価の仕方ということだろうと思うので、それはいろいろところで経験もあるわけですから、よろしいのではないかと。ただし、富樫委員が言われたように、地下水の問題だとかいろいろな問題があるとは思いますが。それから、つくられてから稼働しているときには、私は水の汚染とかその生物が専門なのですが、それに関しては、排水は外に出さずに下水に入れて、その排水の方も下水の排水規制に従っていく、ということですから特に問題はないと思います。それから、この場合ですごくいいのは、現存の施設があってそれと比べてものが考えられるということで、今の現存の施設では大気汚染の、ダイオキシンなどの排出量も基準値より低いというようなこともあります。ただ、それについては今までの環境への影響ということでモニタリングの仕方が必ずしも今までまだ不足していたかもしれない、ということでもいろいろ議論が出ているのですけれども。あともう一つ、こういう施設をつくったときには、ごみの搬入車両が増えることによる交通、排気ガスなどの問題がありますが、近年ごみ量が減ってきているということもあるので、それについても今よりはひどくならないだろう、というふうに考えます。特に、私が気にはなるのは、解体のときで、さっき住民の意見でも解体のときの評価が必要だと、先ほどのそれに対してのお答えとしては、それはまた別の話で業者も違う、というようなことだったので、私、建設については素人ですが、例えば新しい建物のつくり方だとかその構造ですとか形とか、そういうことによってすぐ隣に今の建物があってそれを壊すわけですから、その新しいものをつくることによって壊し方に影響はないかどうか。多分ないと言われると思うのですが、それについて確認をしたいのですけれども。そういう可能性が少しでもあるのでしたら教えていただきたいと思っています。

○事業者（長野広域連合 土屋）

できた新しい施設の影響によって、壊し方といいますか、解体の手法に変化があるかということであれば、ないと思っています。また、既存の施設、解体する施設はごみ焼却施設ということで、近年のダイオキシンの問題がございまして、こういったごみ焼却施設を解体するには一定のマニュアルといいますか、手法に沿った解体が必要となります。その中ではきちんとダイオキシンですとかそういうものの影響等を予測したり評価したりすることも含めて、決められた手法に則ってやるということですので、そういうものについても似たような考え方に基づいてあらかじめシミュレーションはできるものだと思っています。

○花里委員

分かりました。それで結構ですけれども、例えばすぐそばに大きな建物があると、それによって風の動きも変わってきたりもしますけれども、それは壊す時に、それなりにその辺のシミュレーションをして評価をしてやればいい、ということですね。分かりました、ありがとうございました。

○亀山委員長

はい、どうぞ。

○佐藤委員

三つほどあります。一つは大気質のことで随分お話がありましたが、過去のデータでもいいのですけれども、焼却炉から何kmまで大気質の影響があるか、というデータが出るのではないかと。今までの分をですね。そうすると、何kmまでの影響がごみ焼却炉で出得る、ということが新たに分かる真実でもあるので、有効利用できるのではないかと考えております。それが一点です。

それからもう一つですね、僕は専門が植物ですけれども、植物のリストを挙げるだけではなくて、できれば樹木でもいいのですが、ちょうど25年ぐらい経っていますので、その木の中に含まれている成分で何らかの焼却炉の影響が出ている可能性があるので、それを調べる方法はないか、と考えております。詳しい分析は分からないのですが、今ならそういう手法があるのではないかと考えています。

それからもう一点ですけれども、今度、建物がちょっと西に寄りますので、その真北に2軒お家があるのですね。この方々がどういう意見を持っておられるかということをしっかり聞いておいていただけたらな、と考えております。その3点ですけれども。

○亀山委員長

これはどうでしょうかね。研究的な関心から言えば、1番目と2番目は非常に興味のあることではありますけれども、アセスメントの今回のようなことをやっていくときに、それを必要とするかどうかというのは、過大な要求になる可能性がなくはないですね。特に2番目の御指摘は、よく分からないけれどもやってみたら分かるのではないかとと言われると、事業者としては、要求が過大になるのかなという感じがしますけれども。

○佐藤委員

実はですね、この前あそこを散歩させていただきまして、見ましてですね、ちょっと不思議な、アブラナ科のおいしそうな大根のようなものがあって、ちょっと巨大化しているイメージがありまして、種類はちょっと詳しくは分からなかったのですが、あの辺に特異的に生えている気がしたのですね。ですから、もしかして長い間に土壌の成分が変わって、ある特殊なものがとても育ちやすい環境が出来上がっているようなこともあるのかな、と思ったものですから。土壌分析を広くやるのは大変なことなので、むしろ植物の、樹木か何かの枝を採って何かを分析すると、中に何が含まれてくるのかということが分かってくると、これまでの影響がどのくらいあったかということも分かって、次にどのようにするかということのためのとても重要な資料になる、と考えたわけですが。

○亀山委員長

特にそれを今回の影響評価の中に位置付けていくということについては、少し難しいという感じがしたので御質問申し上げたのですけれども。

○佐藤委員

この報告書について付け加えることはできないと思いますが、過去のデータを使って今のような解析ができますと、この1km、2km、4kmという測定が妥当かどうかということもより分かって、より進んだレベルのことが考えられると。

○亀山委員長

おっしゃることはよく理解しております。

はい、どうぞ。

○塩田委員

238ページから騒音と振動について書いてありまして、その中で調査の頻度があります。環境影響評価調査には、いろいろな項目がありますが、その項目を調査する時に、調査日がばらばらになっているのではないかと思うのですが、この中で同じ日に他の項目についても調査をする考えを持っているのかどうかということと、もう一つは、年間、四季節で調査をやりますと書いてありますが、その基本的な考え方は、例えばごみが一番最盛期になるというか、非常に量が多くなる、そういうようなことを想定して火曜日とか木曜日とかというように決められているのかどうかということ。よくあるのですが、例えば3月、4月、5月が春で、6月、7月、8月が夏だというと、5月31日は春だし6月1日は夏だから、2日間で年2回測って済ませるといような、そういうことではちょっと困るかなということ。調査の根拠をしっかりと定められておいた方がいいのではないかと思います。というのは、先ほど風のこともあったと思いますけど、風を測る時に、騒音も風に乗って伝搬するので、同時に測っておけば、どの方向に騒音が伝搬していくかということが分かります。それを個別に行うと、推量、推量と。せっかくデータがあるにもかかわらず推量になってしまうということもありますので、リンクできるような環境項目については、大変でしょうけれども、一緒に行った方がよいのではないかなと思います。

○コンサルタント会社（財団法人日本環境衛生センター 羽染）

今の委員の御質問に対して補足説明をさせていただきたいと思うのですが、四季別に、基本的には調査をするということで、特に交通量調査については、休日と平日という形でやりたいと考えているのですが、平日の設定の仕方が日曜、月曜というふうに連続して設定した方が、やる側では楽なのですけれども、ちょっと月曜日がやはり特異日になりうる。例えばごみの収集車が多くなるだろうとかですね。一般的に交通量調査をするときのマニュアルにも月曜日、金曜日とかは避けた方がよいというふうに書いてあるものですから、月曜日を外して、平日の代表として火曜日、木曜日がよろしいのではないかということで、提案させていただきました。それから、もちろん、大気調査をやっている間にこの騒音・振動調査をするというふうに、他の項目とも連携させて調査をしたいと考えております。

○亀山委員長

よろしいですか。はい。

そのほか何かございますでしょうか。はい、どうぞ。

○梅崎委員

土壌・地下水の調査地点についてですが、影響評価ということで、その建物を建てることによってどうなる、ということをやっているのですけれども、住民の方の一番の関心事はその後どうかという、モニタリングというか、そういうことが一番不安ではないかと思うのです。そういうことを考えたときに、調査地点をもう少し施設の周辺の一つくらい持ってきた方がいいのではないかと

思います。今の現況を把握しておいて、その後のモニタリングにもそれが使えるということで、万が一何か起きた時にそれが警報にもなりますし、そういうことが起きていないということも踏まえて、そういう地点を増やしておいた方がいい気がするのですがいかがでしょうか。

○亀山委員長

モニタリングをするということを前提にして、地下の掘削が大きいところについては周辺への影響があるであろうにもかかわらず、なかなかそれが予測はできないので不確定な要素だ、というふうに考えるとモニタリングの対象にすべきだ、ということになりますね。

○梅崎委員

粉煙というのが一つ、影響ですね。それと粉じん、もう一つは、処理水は地下に流すということでしたけど、それが漏れていないという証拠とありますか、地下水ですね、そういう意味でボーリングの一箇所でも観測井を設けられたらどうか、ということです。

○亀山委員長

はい、分かりました。

はい、どうぞ。

○鈴木委員

258ページの水質のところですが、健康とか生活環境の項目につきましては平常時ということですから2回、4回ではないかなという気がしますけれども、工事中の河川水のSSとか濁度ですが、雨が降ったときの増水というのは千差万別で、ものすごく変化が大きいものですから年に2回というのはちょっとあまりにも少なく、雨が降ったときに2回測ったからといって何が分かるかなという問題があるかなという気がしますので、これをもうちょっと数を増やしておかないと議論ができないのではないかなという気がいたします。

○亀山委員長

表3-2-15のなかの水質の、pH、SS、濁度、ここのところですね。

○鈴木委員

そうですね。平常時は2回とか4回でも結構だと思うのですが。

○亀山委員長

はい、分かりました。

そのほか何かございますでしょうか。はい、どうぞ。

○阿部委員

動物、鳥、獣関係のところですが、影響の予測評価というところを読ませていただきますと、例えば哺乳類、鳥類、昆虫、両生類とかというものをいつの期間、どういう方法で調査をやるかということが書かれ、当然、この結果が出てきます。従来ですとずっとリストアップされて何が

何種類いた、というようなことが出て、それで問題は予測とか評価のところですね。ここにも項目が書かれておりますけれども、注目すべき種あるいは個体群に対する変化の程度又は消滅の有無を予測する、というふうになっているわけですね。問題は、これはこの事例だけではなくいろいろなアセスメントで今まで見てきましたけれども、結果は今、目に見えているようにですね、もともと改変された地域だから貴重な動物はいないし変化はない、あるいは影響は少ない、というようなことで終わるのが通常なのですね。私が質問したいことは、何ををもって影響があったとかないとかですね、程度が大きかった小さかったというかですね、その評価軸というものが示されていないのですね。ですから調査した結果をリストアップされて、それから何ををもって予測、評価をするかというところを明確にさせていただきたいと。先ほどもフクロウの話が出ましたけれども、現地へ行って見て、あるいは動物の既存のリストを見せていただくとタヌキとかフクロウとかというのは、この敷地の中もうろろしているだろう、と思われるわけですよ。そういったものを改変した場合にどういう影響があるか、それは何ををもって評価するか、というところをもう少し明確にさせていただきたい、ということです。

○亀山委員長

ありがとうございました。

そのほか何か、よろしいでしょうか。

もし御発言がないようでしたら、この議事につきましてはここまでにさせていただきます、後日、気づいた点等がございましたら、事務局にメールなりファックスなりでお送りいただく、というようにさせていただきますがよろしいでしょうか。それはいつごろまでにしますか。十日とか一週間とか二週間とか、ある程度は期限を切った方がよろしいかと思いますが。

○事務局（長野県環境部自然保護課 横浜）

できれば一週間程度でお願いしたいと思います。

○亀山委員長

はい、分かりました。では一週間以内。

○事務局（長野県環境部自然保護課 横浜）

来週の金曜日までにお願いしたいと思います。

○亀山委員長

では来週の金曜日までに、事務局の方に、その他お気づきの点についてお寄せいただければ、と思いますのでよろしく願いいたします。

○亀山委員長

続きまして、議事（２）その他 ですけども、事務局から何かございましたらお願いします。

○事務局（長野県環境部自然保護課 横浜）

それでは事務局から次回の技術委員会の日程について御説明させていただきます。事前に各委員

の日程調整させていただいておりますので、次回の技術委員会は2月18日水曜日、午後1時からこの会場、同じ会議室で開催させていただきます。今回は関係市町村長として長野市長から意見が提出される見通しでございますので、それに対する事業者見解について御説明していただくとともに、技術委員会意見の取りまとめに向けて御議論をいただければ、と思っております。それからもう一点でございますけれど、以前御審議していただきました三遠南信自動車道青崩峠道路に関してでございますが、事業者の方から評価書の案が提出されています。これにつきまして各委員の方に送付させていただいておりますので、何かお気づきの点、御意見等ございましたら、また、メール等で事務局の方に、こちらも同じ来週の金曜日、期間が短くて申し訳ございませんけれど、御意見等メールで頂ければと思っております。事務局からは以上でございます。

○亀山委員長

ありがとうございました。今の御説明につきまして何か御意見、御質問ございますでしょうか。よろしいですかね。それから、全体を通じまして、本日のこの技術委員会の場で御発言しておきたいようなことがございましたら、よろしく願いいたします。よろしいですか。

それでは特にございませんようでしたら、以上をもちまして議事を終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。